

個人所有住宅などの改修資金を補助します

令和4年4月1日以後に市内の施工業者を利用して個人所有住宅などの改修工事を行った場合、その工事費の一部を補助します。

- ▶**対象となる方** 次の全ての要件を満たしている方
 - ・市内在住の方
 - ・改修工事を行う住宅などの所有者で、かつ現在居住している方
 - ・市税の滞納がない方
 - ・市が実施する他の同様の補助金や助成金を受けていない方
- ▶**対象となる工事**
 - ・住居部分およびその住宅に付帯する外構施設（駐車場、塀、門、外灯など）に関する修繕、改装工事
 - ・消費税を除く工事費が20万円以上の工事
 - ・令和4年4月1日以後に市内業者が行った工事（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の開始または完了が遅れ、令和3年10月1日～令和4年3月31日に完了した工事も対象とする）
- ▶**補助金額** 消費税を除く工事費の5パーセント相当額（上限10万円）
- ▶**申請開始日** 4月13日(火)
- ▶**必要書類**
 - ①住宅改修資金補助金交付申請書兼請求書
 - ②住民票の写し
 - ③未納税額のないことの証明書（完納証明書）
 - ④固定資産税の課税明細書またはそれに代わる書類
 - ⑤工事証明書

※新型コロナウイルス感染症の影響により工事の開始または完了が遅れた場合は必ず遅延状況を詳しく記入してください。

 - ⑥改修工事の工事内訳書（コピー可）（見積書、請求書および契約書など、工事の明細が分かるもの）
 - ⑦領収書（コピー可）

※申請に必要な書類は、商工観光課で配布（市ホームページからダウンロード可）しています。
- ▶**申請期限** 工事完了日の属する月から起算して6カ月後の末日または令和5年3月31日のいずれか早い方（例）令和3年10月20日工事完了の場合は、令和4年4月末日が申請期限
- ▶**その他**
 - ・令和3年度に工事を着工したもので、通常の工期によるものについては対象になりません。
 - ・予算の範囲内での補助となりますので、年度途中で終了する場合があります。
- ▶**申し込み** 工事が完了し、支払い後に必要書類を直接または郵送により商工観光課に提出してください。【郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市商工観光課
- ▶**問い合わせ** 同課（内線374）

縦覧・閲覧制度を利用して固定資産の確認ができます

固定資産税の納税に先立ち、「縦覧帳簿の縦覧」や「固定資産課税台帳の閲覧」によって、固定資産の内容を確認することができます。

縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋に固定資産税が課税されている方は、縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を縦覧することができます。

- ▶**日時** 4月1日(金)～5月31日(火)（土曜日、祝日を除く）
【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分
【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶**場所** 税務課

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は、4月1日から令和4年度課税台帳を閲覧し、所有する固定資産の課税内容を確認することができます。

また、借地および借家人も、賃借権などの目的である固定資産に限って閲覧することができますが、賃貸借契約書などの確認を必要とします。詳しくは同課まで問い合わせください。

- ▶**お願い** 縦覧および閲覧ができる方かどうかを確認するため、運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを持参してください。また、代理の方が来る場合には、委任状なども併せて持参してください。
- ▶**問い合わせ** 同課資産税グループ（内線233・234）

新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告期間内（申告所得税は2月16日～3月15日）の申告などが困難な場合には、4月15日(金)までの間、申告や納付などの期限を延長することができます。

- ▶**申請方法** 期限後に申告が可能になった時点で、申告書の余白などに「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を記載して税務署へ提出してください。申告書の提出日が申告・納付期限となります。
※4月16日(土)以降であっても、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出することで、申告や納付などの期限を延長することができます。
- ▶**問い合わせ** 行田税務署 ☎556-2121（音声案内2を選択）

デマンドタクシー事業の指定乗降場所を更新しました

市では、75歳以上の方および障害をお持ちの方の移動手段を確保するため、行田市デマンドタクシー事業を実施しています。このたび、4月1日付けで指定乗降場所の更新を行いました。追加・廃止となった指定乗降場所は、次のとおりです。

なお、4月1日からは、廃止となった指定乗降場所でのデマンドタクシーの利用はできませんのでご注意ください。

《追加》4月1日から指定乗降場所として利用できます

A 医療機関・調剤薬局	所在地
A-91 伊藤歯科医院	野134-1

E 商業施設・店舗など	所在地
E-124 美容室ユキ	向町12-33
E-125 モアニケラヘア&ケアサロン	本丸1-15
E-126 深町フライド	忍1-4-7
E-127 ばあまやトムズハウス	長野1262-3
E-128 田代ふとん店	行田16-16
E-129 満る岡	城西4-6-21
E-130 プティット ポーム	忍2-19-11
E-131 十万石 行田本店	行田20-15

I 市内循環バス停留所	所在地
I-146 行田八幡神社	
I-147 富士見公園入口	
I-148 地域文化センター入口	
I-149 谷郷こども園前	
I-150 星宮公民館東	
I-151 星川橋南	
I-152 三区南集会所	
I-153 新田	
I-154 南河原中学校入口	

L その他	所在地
L-6 日本キリスト教団行田教会	本丸11-20
L-7 さきたま霊園	渡柳1249-10
L-8 長久寺	桜町2-20-44

《名称変更》4月1日から新名称となります（所在地は変更なし）

I 市内循環バス停留所	所在地
I-117 (新)北河原公民館入口	
(旧)北河原小学校前	

《廃止》4月1日から指定乗降場所として利用できません

I 市内循環バス停留所	所在地
I-8 JA中央支店前（F-15あり）	
I-9 勝呂住宅前（J-15あり）	
I-10 若小玉郵便局前（F-14あり）	
I-18 地域文化センター（H-33あり）	
I-19 下真名板	
I-20 関根	
I-21 松井歯科医院前（A-67あり）	
I-43 星河公民館前（H-35あり）	
I-45 白川戸	
I-46 まきば園入口（C-35あり）	
I-47 観音堂入口	
I-48 一斎条	
I-53 北分署前	
I-59 須加集会所入口	
I-76 清善寺	
I-97 皿尾	
I-98 中里	
I-101 星川橋	
I-102 福祉の里おきな（C-9あり）	
I-104 広田	
I-105 三区東	
I-106 三区	
I-107 南河原幼稚園前	
I-111 南河原公民館入口（H-37あり）	
I-112 河原神社	
I-119 行田保育園前	
I-125 春日神社入口	
I-126 蓮華寺裏	
I-145 特別養護老人ホーム行田さくらそう（C-12あり）	

- ▶**問い合わせ** 交通対策課（内線284）

市民活動やる気応援助成金制度

地域のために活動するNPO、ボランティアなどに助成金を交付します。また、これから活動を始める、あるいは活動を始めたばかりのNPO法人などの基盤整備にも交付します。

- ▼**募集要項および提案書の配布場所** 市民活動サポートセンター（コミュニケーションセンター1階 ※市ホームページからダウンロード可）
- ▼**申請方法** 事業提案をし、採択されてから助成金申請をしてください。
- ▼**提案受付期間**
 - 【第1期】 5月14日(土)まで
 - 【第2期】 9月10日(土)まで
 - 【第3期】 12月10日(土)まで

※期間中でも予算に達した場合は受付終了となります。
- ▼**提案受付方法** 提案書に必要事項を記入し、添付書類とともに持参、郵送、Eメールのいずれかの方法により提出してください。
【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸5-10 行田市市民活動サポートセンター
【メール】gyodashi-saposen@bz04.plala.or.jp
- ▼**採択事業の決定** 行田市市民公益活動推進委員会による審査結果を踏まえ、可否を決定します。また、審査結果は、全ての団体に通知します。
- ▼**問い合わせ** 市民活動サポートセンター ☎598-8616